

平成 18 年 3 月

堺市建設工事  
入札参加有資格者 各位

堺市 建築部  
堺市 契約課

請負代金額の変更方法及び部分払金額の算定について（通知）

このことについて、建築部が所管する平成 18 年度以降に新規契約する工事案件については、請負代金額の変更及び部分払の算定を行う場合、本市の原設計金額を基に行うこととなります。よって、工事請負契約書約款の第 3 条及び第 23 条については(B)を適用いたします<次ページ参照>ので、お知らせします。

問合せ先 : 堺市 建築都市局 建築部 建築監理課  
電話 072-228-7524

< 参考 > 工事請負契約書約款抜粋

**( 請負代金内訳書及び工程表 )**

**第 3 条(A)** 乙は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 内訳書及び工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、甲及び乙を拘束するものではない。

**第 3 条(B)** 乙は、この契約締結後 5 日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

2 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

**( 請負代金額の変更方法等 )**

**第 23 条(A)** 請負代金額の変更については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、内訳書記載の単価を基礎として定める。

- (1) 施工条件が異なる場合
- (2) 内訳書に記載のない項目が生じた場合
- (3) 内訳書によることが不適當な特別な理由がある場合
- (4) 内訳書が未だ承認を受けていない場合

2 前項各号のいずれかに該当する場合は、変更時の価格を基礎として、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 10 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

3 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

4 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

**第 23 条(B)** 請負代金額を変更する場合においては、その変更すべき請負代金額は原設計金額に対する原請負代金額の割合を変更設計金額に乗じて得た額とする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

建築部所管の工事案件で、請負契約書約款の第 3 条及び第 23 条については、従来は( A )を適用していましたが、平成 18 年度新規契約からは( B )を適用します。
---